

○中村学園大学(含む短期大学部)ソーシャル・メディア利用に関するガイドライン

平成25年3月1日

制定

中村学園大学並びに中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)は、建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展及び文化の向上に貢献し得る有為の人材を養成するために、本学の教職員、学生、その他関係者(以下「構成員」という。)が個人の責任において行う自由な言論活動・コミュニケーション活動を最大限尊重しています。その一方で、これらの活動には責任が伴い、法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟を提起されることもあります。特にオンライン上でのコミュニケーション活動においては、情報の伝播する速度やインターネットの恒久性により、大きな問題に発展することが懸念されます。オンライン上のコミュニケーションを利用する際には、以下のことを十分に自覚した上で、本学の構成員として品位ある態度を保ち、責任あるコミュニケーション活動を行ってください。

- 1 (法令遵守) 日本国内の法令についての遵守はもとより、諸外国法令や国際法規についても遵守を心掛けてください。特に、著作権の公正な取り扱いは、教育研究機関としてとりわけ重い責務があることを自覚してください。
- 2 (個人の尊重) 一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方を互いに認め合うことをすべてのコミュニケーション活動の原点に置いてください。
- 3 (守秘義務と機密保持) 他人の個人情報や大学での研究上の秘密、職務上知り得た守秘義務のある情報など、不適切な情報を発信しないでください。これは「公益通報者保護法」に基づく情報の発信を排除するものではありません。
- 4 (正確な情報の記載) 正確な情報を伝えるようにしてください。意図的に虚偽や不確かな情報を伝達することは、あなた自身と本学の名誉と信頼を損なうことになります。
- 5 (大学の一員である自覚) 本学の構成員であることを明らかにした上で、オンライン上でのコミュニケーション活動を行う場合は、単にあなた個人としてだけでなく、社会全体から本学を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。
- 6 (免責文の記載) 本学の教職員であることを明らかにした上で、オンラインでのコミュニケーション活動を行う場合は、自身の意見・見解が必ずしも本学の意見・見解を代表・代弁するものでないことを明記してください。
- 7 (自身のプライバシー保護) 構成員はコミュニケーション活動を行う際、利用するサービス内容を吟味し、自身の個人情報を登録・公開する際には充分注意を払ってください。

オンラインのコミュニケーション活動では、情報を削除しても当該利用サービス以外に第三者によって保存・アーカイブ化され、消去できないことがあることに留意してください。

- 8 （本学の情報環境） 構成員が本学の情報環境を通じて行ったコミュニケーション活動が刑事上の係争に発展した場合は、本学は、関係機関と協議調整の上、構成員のコミュニケーション活動について調査することがあります。

附 則

このガイドラインは、平成25年3月1日から施行する。